

放課後児童クラブ運営基準点検集計表(集計)

		全市	全町村	全県
		全547クラブ	全101クラブ	全648クラブ
1 総則に関するもの				
Q1	対象児童について			
	(1) 小1～3	547クラブ	101クラブ	648クラブ
	(2) 小4～6	355クラブ	84クラブ	439クラブ
	(3) 公立小学校以外の児童	137クラブ	9クラブ	146クラブ
	(4) 他市町村から通学している児童	80クラブ	10クラブ	90クラブ
	(5) 保護者の疾病等	429クラブ	62クラブ	491クラブ
	(6) 保護者以外の同居人が在宅	406クラブ	73クラブ	479クラブ
	(7) 生活環境や発達状況等から必要	409クラブ	63クラブ	472クラブ
Q2	必要面積			
	(1) 児童が生活するスペースの広さ(m ²)	103.67m ²	125.94m ²	113.86m ²
	(2) 児童数	47.04人	43.41人	45.38人
	(3) 1人当たり面積((1)/(2))	2.204m ²	2.901m ²	2.51m ²
Q3	職員配置			
	(1) 常時指導員数	3.41人	3.41人	3.4人
	(2) 児童数に伴う指導員の増員	443クラブ	74クラブ	517クラブ
Q4	定員			
	(1) 定員の有無	443クラブ	73クラブ	516クラブ
	(2) 定員数(有と回答した場合のみ回答)	46.96人	45.37人	46.3人
	(3) 定員の弾力化の有無(有と回答した場合のみ回答)	333クラブ	57クラブ	390クラブ
Q5	適正規模			
	(1) グループ活動を行う場合の適正規模についての定めの有無	13クラブ	7クラブ	20クラブ
	(2) グループ活動を行う場合の適正規模の人数(有と回答した場合のみ回答)	17.32人	12.27人	15.7人
Q6	開放日			
	(1) 平日	547クラブ	101クラブ	648クラブ
	(2) 土曜	455クラブ	90クラブ	545クラブ
	(3) 夏休 / 冬休 / 春休	547クラブ	101クラブ	648クラブ
	(4) 学校休業日	520クラブ	96クラブ	616クラブ
Q7	開放時間			
	(1) 平日の開所時間	11:35	11:53	11:43
	(2) 平日の終了時間	18:27	18:30	18:28
	(3) 土曜の開所時間	8:10	7:56	8:04
	(4) 土曜の終了時間	17:27	17:08	17:18
	(5) 夏休 / 冬休 / 春休の開所時間	8:07	7:52	8:00
	(6) 夏休 / 冬休 / 春休の開所時間	18:27	18:28	18:28
Q8	保育料			
	(1) 最高額	8922円	9139.4円	9022円
	(2) 最低額	5051.2円	5715.3円	5362円
	(3) 減免の有無	461クラブ	88クラブ	549クラブ
Q9	設置形態			
	(1) 公設公営	290クラブ	40クラブ	330クラブ
	(2) 公設民営	204クラブ	26クラブ	230クラブ
	(3) 民設民営	53クラブ	35クラブ	88クラブ
Q10	運営主体			
	(1) 公立	261クラブ	44クラブ	305クラブ
	(2) 社会福祉協議会	88クラブ	0クラブ	88クラブ
	(3) 社会福祉事業団	11クラブ	0クラブ	11クラブ
	(4) 福祉公社	18クラブ	0クラブ	18クラブ
	(5) 保護者会・父母会	68クラブ	49クラブ	117クラブ
	(6) NPO法人	66クラブ	0クラブ	66クラブ
	(7) 運営委員会	13クラブ	5クラブ	18クラブ
	(8) 社会福祉法人	15クラブ	6クラブ	21クラブ
	(9) 学校法人	2クラブ	0クラブ	2クラブ
	(10) その他	5クラブ	0クラブ	5クラブ

集計について

計欄において、単位が「クラブ」となっている項目については、その項目に該当すると回答したクラブ総数。
単位がその他のもの(m²、人、円、.) (時間) は、その項目に該当するクラブの回答内容の平均。(ただし、Q49は除く、Q49は総人数)

全市	全町村	全県
金547クラブ	金101クラブ	金648クラブ

2 入室に関するもの

Q11	募集案内			
(1)	広報紙	528クラブ	71クラブ	599クラブ
(2)	ホームページ	355クラブ	29クラブ	384クラブ
(3)	就学説明会	322クラブ	62クラブ	384クラブ
Q12	入室の手続き			
(1)	入室案内説明書を作成し、申し込みに必要な書式とともに配布している	534クラブ	91クラブ	625クラブ
(2)	公営・民営の児童クラブ分を市町村窓口及び児童クラブで配布できるようにしている	348クラブ	42クラブ	390クラブ
(3)	申し込みの受付は、担当窓口又は児童クラブを行っている。	498クラブ	96クラブ	594クラブ
Q13	入室要件			
(1)	保護者が就労している(就労予定を含む)	546クラブ	98クラブ	644クラブ
(2)	療養中又は産前産後期間である	515クラブ	80クラブ	595クラブ
(3)	就労の準備のため学校に通っている	518クラブ	71クラブ	589クラブ
(4)	介護を要する家族がいる	521クラブ	80クラブ	601クラブ
(5)	その他保護者に係る事情により、子どもの保育ができない場合に入室が認められる場合	515クラブ	88クラブ	603クラブ
(6)	祖父母等の同居を理由に非該当としない	449クラブ	88クラブ	537クラブ
Q14	就労の条件			
(1)	放課後から午後5時までの間に就労している	432クラブ	74クラブ	506クラブ
(2)	夜間勤務等により、放課後から午後6時までの間に子どもの保育をしている場合も含めている	264クラブ	53クラブ	317クラブ
Q15	入室の決定			
(1)	入室基準調査票を作成し、入室条件の確認を行っている	259クラブ	41クラブ	300クラブ
(2)	審査会等を開催し、複数人で確認を行っている	206クラブ	24クラブ	230クラブ
(3)	審査会等の記録は、公表の対象としている	95クラブ	6クラブ	101クラブ
(4)	入室可否の結果は、余裕をもって通知している	428クラブ	60クラブ	488クラブ
(5)	入室期間は、1年間としている	418クラブ	64クラブ	482クラブ
(6)	随時途中入所ができるようにしている	530クラブ	100クラブ	630クラブ
Q16	入室説明会			
(1)	児童登室日前に保護者説明会を行っている	489クラブ	92クラブ	581クラブ
(2)	説明にあたり、重要事項等を記載した説明書(入室のしおりなど)を配布している	489クラブ	98クラブ	587クラブ
(3)	児童表の記入を保護者に依頼している	490クラブ	82クラブ	572クラブ

全市	全町村	全県
金547クラブ	金101クラブ	金648クラブ

3 施設に関するもの

Q17	玄関			
(1)	雨天時等の出入りに支障のないようにひしみが設置され、必要に応じて泥よけマットなどが備えられている	485クラブ	93クラブ	578クラブ
(2)	玄関灯が設置されている	507クラブ	97クラブ	604クラブ
(3)	適正な高さで段差をなくし、低学年児や障害児に配慮したつくりとなっている	239クラブ	47クラブ	286クラブ
(4)	出入口は、引き違い戸とする等、安全に配慮されている	446クラブ	77クラブ	523クラブ
(5)	児童数に必要な傘立てや下駄箱が設置されている	471クラブ	95クラブ	566クラブ
(6)	玄関付近に連絡箱やお知らせを掲示する場所が設けられている	383クラブ	89クラブ	472クラブ
Q18	クラブ室			
(1)	児童の生活(休息、遊び、学習等)ができるよう、児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている	378クラブ	71クラブ	449クラブ
(2)	指導員が児童の様子を見渡せる設計となっている	466クラブ	91クラブ	557クラブ
(3)	ロッカーは、カバンや着替えなどを収納するのに十分な大きさのもので、児童数分が確保されている	406クラブ	85クラブ	491クラブ
(4)	ロッカーや本棚は、低年齢児にも使いやすい高さとし、倒れることのないように固定されている	404クラブ	76クラブ	480クラブ
(5)	日没後や雨天時などでも支障のない明るさを保つ照明器具を設置している	536クラブ	95クラブ	631クラブ
(6)	照明器具は、安全カバーを取り付ける等落下防止に配慮されている	286クラブ	45クラブ	331クラブ
(7)	部屋の面積に対応したエアコンが設置されている	440クラブ	85クラブ	525クラブ
(8)	換気などのために窓を設け、2階以上については、落下防止柵が設置されている	486クラブ	82クラブ	568クラブ
(9)	床は、フローリング又は畳敷きとなっている	526クラブ	96クラブ	622クラブ
(10)	十分な採光、日照、通風が得られるようになっている	506クラブ	94クラブ	600クラブ
Q19	休憩室			
	休憩室は、児童が具合の悪いときに休めるスペースが確保されている	269クラブ	49クラブ	318クラブ
Q20	台所			
	厨房には、ガスレンジ、流し台、湯沸かし器等が設置され、必要な換気設備が設けられている	477クラブ	94クラブ	571クラブ
Q21	洗面所			
(1)	水飲み及び手洗い場は、低学年にも使いやすい高さで室内に設けられている	453クラブ	84クラブ	537クラブ
(2)	洗面所には、衛生上必要な石けんやタオル掛けが取り付けられている	479クラブ	95クラブ	574クラブ
Q22	トイレ			
(1)	児童が利用しやすい位置に設けられ、男女別になっている	381クラブ	81クラブ	462クラブ
(2)	換気のための窓や設備が設置されている	533クラブ	97クラブ	630クラブ
Q23	事務室			
	職員が事務を行うためのスペースや休憩のためのスペースが設けられている	226クラブ	48クラブ	274クラブ
Q24	屋外の遊び場			
	屋外の遊び場がある(専用が望ましいが学校の校庭などで代替も可)	527クラブ	97クラブ	624クラブ
Q25	その他の施設			
(1)	窓には、網戸、カーテン、ブラインドなどが取り付けられている	418クラブ	89クラブ	507クラブ
(2)	非常時に備えて、玄関以外に出入口が設けられている	475クラブ	86クラブ	561クラブ
(3)	障害児の入室を考慮し、施設全体がバリアフリー構造となっている	174クラブ	31クラブ	205クラブ
(4)	温水シャワーの設備が設けられている	99クラブ	12クラブ	111クラブ
(5)	消火器は、緊急時に速やかに使えるよう設置されている	516クラブ	92クラブ	608クラブ
(6)	防犯ブザー、笛等の防犯用具が設置されている	431クラブ	70クラブ	501クラブ

		全市	全町村	全県
		金547クラブ	金101クラブ	金648クラブ
Q26	必要性や使用目的に応じた設備の有無			
	(1) 座卓	475クラブ	85クラブ	560クラブ
	(2) 事務机及びいす	501クラブ	90クラブ	591クラブ
	(3) 指導員用ロッカー	467クラブ	75クラブ	542クラブ
	(4) 冷蔵庫	545クラブ	101クラブ	646クラブ
	(5) 食器戸棚	518クラブ	99クラブ	617クラブ
	(6) 洗濯機	309クラブ	56クラブ	365クラブ
	(7) 物干し竿	169クラブ	35クラブ	204クラブ
	(8) 掃除機	528クラブ	98クラブ	626クラブ
	(9) 本棚	524クラブ	99クラブ	623クラブ
	(10) 電話・FAX	541クラブ	99クラブ	640クラブ
	(11) コピー機・印刷機	280クラブ	52クラブ	332クラブ
	(12) 消火器	528クラブ	94クラブ	622クラブ
	(13) ラジカセ	434クラブ	71クラブ	505クラブ
	(14) 電子レンジ	353クラブ	78クラブ	431クラブ
	(15) 布団	403クラブ	81クラブ	484クラブ
	(16) 湯沸器	492クラブ	94クラブ	586クラブ
	(17) 倉庫・物置	395クラブ	88クラブ	483クラブ
	(18) テレビ・ラジオ	405クラブ	76クラブ	481クラブ
	(19) 下駄箱	537クラブ	100クラブ	637クラブ
	(20) 児童用ロッカー	543クラブ	98クラブ	641クラブ
	(21) 傘立て	517クラブ	97クラブ	614クラブ
	(22) ハンドマイク	164クラブ	35クラブ	199クラブ
	(23) 救急箱	542クラブ	101クラブ	643クラブ
	(24) 壁掛け時計	546クラブ	101クラブ	647クラブ
	(25) キャビネット	336クラブ	58クラブ	394クラブ
	(26) 郵便ポスト	410クラブ	70クラブ	480クラブ
	(27) 設備の転倒防止策	206クラブ	39クラブ	245クラブ
	(28) カーテン、建具などの防災処理	277クラブ	49クラブ	326クラブ
Q27	消防			
	(1) 消防計画を策定し、避難訓練を実施している	277クラブ	48クラブ	325クラブ
	(2) 必要に応じて、防火管理者研修を受講している	258クラブ	27クラブ	285クラブ
	(3) 消火器等の消防設備は、いつでも使える状態になっている	489クラブ	91クラブ	580クラブ
	(4) 防災のための管理日誌を設けている	94クラブ	17クラブ	111クラブ
Q28	防犯			
	(1) 防犯ベルの設置など防犯対策が講じられている	394クラブ	63クラブ	457クラブ
	(2) 地域の警察のと連携を密にしている	232クラブ	37クラブ	269クラブ
	(3) 防犯のための管理日誌を設けている	61クラブ	15クラブ	76クラブ
Q29	火災保険等			
	火災保険に加入している	510クラブ	82クラブ	592クラブ

全市	全町村	全県
金547クラブ	金101クラブ	金648クラブ

4 放課後児童指導員に関するもの

Q30	指導員の職務			
(1)	子どもたちの保育(外遊び、室内遊び、製作など)	547クラブ	101クラブ	648クラブ
(2)	職員会議	478クラブ	92クラブ	570クラブ
(3)	出欠席簿、保育日誌の作成	547クラブ	100クラブ	647クラブ
(4)	月1回以上のおたよりの発行、連絡帳等の記載	390クラブ	83クラブ	473クラブ
(5)	年間計画、月間計画、勤務予定表の作成	542クラブ	96クラブ	638クラブ
(6)	計画に基づく保育結果のとりまとめ	337クラブ	72クラブ	409クラブ
(7)	おやつ準備(手づくりおやつなど)	478クラブ	96クラブ	574クラブ
(8)	諸経費(消耗品、給食材料費、備品等の買い出しを含む)の管理	420クラブ	99クラブ	519クラブ
(9)	保護者会での保育報告や相談	406クラブ	73クラブ	479クラブ
(10)	学校や家庭への必要に応じた連絡	547クラブ	100クラブ	647クラブ
(11)	施設、設備、備品の管理と環境整備	529クラブ	95クラブ	624クラブ
(12)	子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究	519クラブ	95クラブ	614クラブ
(13)	学習会、研修会への参加	540クラブ	97クラブ	637クラブ
(14)	地域への対応、行政との連絡調整	451クラブ	84クラブ	535クラブ
Q31	指導員の体制			
(1)	指導員勤務規程を策定している	442クラブ	70クラブ	512クラブ
(2)	指導員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤指導員を複数配置している		70クラブ	602クラブ
		複数配置している場合は、常勤職員の人数	2.75人	2.42人
(3)	常勤指導員を補助する立場から、それ以外の雇用形態の指導員を配置している		71クラブ	478クラブ
		複数配置している場合は、補助的職員の人数	2.14人	3.04人
Q32	常勤・専任指導員の資格			
(1)	保育士	412クラブ	70クラブ	482クラブ
(2)	小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	427クラブ	69クラブ	496クラブ
(3)	児童指導員	203クラブ	14クラブ	217クラブ
(4)	母子指導員	119クラブ	5クラブ	124クラブ
(5)	その他	265クラブ	25クラブ	290クラブ
Q33	非常勤指導員の資格			
(1)	子育て経験者	332クラブ	70クラブ	402クラブ
(2)	学生(保育士、小学校・幼稚園教諭取得予定者など)	304クラブ	34クラブ	338クラブ
(3)	その他子どもの保育指導を希望し、外遊びが可能な者	344クラブ	54クラブ	398クラブ
(4)	その他	190クラブ	24クラブ	214クラブ
Q34	健康診断			
(1)	指導員は、年1回健康診断を受けている	538クラブ	92クラブ	630クラブ
(2)	手づくりおやつなどの調理を行う指導員は、月1回程度の検便(細菌検査)を行っている	142クラブ	23クラブ	165クラブ

全市	全町村	全県
金547クラブ	金101クラブ	金648クラブ

5 事業の管理・運営に関するもの

Q35	登室時の対応			
	(1) なるべく小学校からクラブまではグループで登室するよう指導している	407クラブ	91クラブ	498クラブ
	(2) 1年生の児童については、1学期当初は指導員が学校まで迎えに行っている	352クラブ	92クラブ	444クラブ
	降室時の対応			
Q36	(1) 保護者が迎えに来ることを原則としている	444クラブ	100クラブ	544クラブ
	(2) 指導員と保護者のコミュニケーションに配慮している	539クラブ	99クラブ	638クラブ
	(3) 児童だけで自宅に帰す場合は、事前に保護者の同意を得ている	494クラブ	78クラブ	572クラブ
	出欠の対応			
Q37	(1) 出席簿を使用している	546クラブ	98クラブ	644クラブ
	(2) 欠席する場合は、保護者等から連絡をもらっている	546クラブ	95クラブ	641クラブ
	(3) いつも帰ってくる時間にクラブに来なかったときは、保護者と連絡をとっている	476クラブ	88クラブ	564クラブ
	児童の健康管理			
Q38	(1) 子どもたちを毎日観察し、健康管理に努めている	546クラブ	94クラブ	640クラブ
	(2) 必要最低限の医薬品や医療器が備えられている(体温計、水まくら、消毒液、絆創膏等)	545クラブ	99クラブ	644クラブ
Q39	おやつ・昼食の対応			
	(1) 栄養面を考慮し、発育に合わせたものに配慮している	425クラブ	93クラブ	518クラブ
	(2) 昼食の対応については、保護者と協議の上決めている	241クラブ	59クラブ	300クラブ
	(3) 季節の野菜や果物、行事に合わせたものを提供する配慮をしている	426クラブ	88クラブ	514クラブ
	(4) アレルギー体質の児童に対しては、保護者と事前確認や協議を十分に行っている	469クラブ	88クラブ	557クラブ
	事故やけがへの対応			
Q40	(1) 応急処置などの対応を速やかに行っている	547クラブ	97クラブ	644クラブ
	(2) 保護者に連絡を取り、保護者の判断又は同意を得て対応している	545クラブ	100クラブ	645クラブ
	(3) 保護者との連絡が取れない場合、クラブでの対応を想定している	516クラブ	94クラブ	610クラブ
	(4) 市町村担当課は、事故報告を義務づけ、連携した対応を行っている	456クラブ	57クラブ	513クラブ
Q41	障害保険			
	児童の障害保険等に加入している	513クラブ	95クラブ	608クラブ
Q42	運営方針			
	運営方針が定められている	412クラブ	84クラブ	496クラブ
Q43	事業計画			
	(1) 年間目標、大きな行事予定、開設日等を記載した年間計画を作成している	427クラブ	96クラブ	523クラブ
	(2) 月間目標、行事予定、勤務体制、職員会議等を記載した月間計画が作成している	399クラブ	83クラブ	482クラブ
	(3) 月間計画の中で保護者にも伝えておくべきことは、クラブだよりに記載して周知している	414クラブ	86クラブ	500クラブ
Q44	具体的な活動内容			
	(1) 季節ごとの行事を行っている	484クラブ	92クラブ	576クラブ
	(2) 地域の伝統行事を行っている	157クラブ	19クラブ	176クラブ
	(3) 子どもたちが今興味をもっている遊びを活動に取り入れている	499クラブ	93クラブ	592クラブ
	(4) 異世代間交流に配慮している	148クラブ	37クラブ	185クラブ
	(5) 異年齢交流に配慮している	477クラブ	78クラブ	555クラブ
Q45	クラブだより・連絡帳			
	(1) クラブだよりは、月1回以上のペースで発行している	368クラブ	77クラブ	445クラブ
	(2) 連絡帳を活用している	299クラブ	39クラブ	338クラブ
	保護者の事業参画			
Q46	(1) 事業実施者は、保護者が事業運営に参画するよう努めている	322クラブ	57クラブ	379クラブ
	(2) 保護者は、保護者が集い意思を集める場として保護者会(父母会)が設置されている	397クラブ	67クラブ	464クラブ
	(3) 保育内容の充実のため、保護者の願いや意見を反映し、保護者会(父母会)との協力・連携に努めている	412クラブ	78クラブ	490クラブ

全市	全町村	全県
金547クラブ	金101クラブ	金648クラブ

6 障害児の入室に関するもの

Q47	受け入れの対象となる障害児			
(1)	障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童	345クラブ	49クラブ	394クラブ
(2)	他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件をみたしている児童	428クラブ	63クラブ	491クラブ
(3)	事業主体(市町村、事業者)が入室を認めた児童	468クラブ	58クラブ	526クラブ
Q48	入室の判定			
(1)	入所判定に当たっては、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行っている	447クラブ	59クラブ	506クラブ
(2)	児童の入室を判定するため、入室判定会議を開いている	228クラブ	35クラブ	263クラブ
(3)	入室に対する判定結果は、保護者あてに通知している	429クラブ	48クラブ	477クラブ
(4)	入室を承諾しない場合は、その理由を付して通知している	344クラブ	38クラブ	382クラブ
Q49	障害担当指導員の資格			
(1)	保育士	120人	28人	148人
(2)	小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	128人	24人	152人
(3)	児童指導員、母子指導員	19人	3人	22人
(4)	その他障害児の指導に関する専門知識を有している者	5人	4人	9人
(5)	その他	57人	7人	64人
Q50	関係機関との連携			
	保護者と連絡先等を協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や助言を行っている	313クラブ	62クラブ	375クラブ

7 緊急時の対応に関するもの

Q51	事故・事件			
	登室後において、クラブ周辺での事故や事件が発生した場合のマニュアルが整備されている	271クラブ	44クラブ	315クラブ

8 学校・地域との関わりに関するもの

Q52	学校、地域等との連携			
(1)	学校との連携に努めている	536クラブ	99クラブ	635クラブ
(2)	地域との連携に努めている	331クラブ	71クラブ	402クラブ
(3)	関係機関との連携に努めている	412クラブ	89クラブ	501クラブ
Q53	地域住民への施設開放			
	クラブ室を使用していない時間帯などを、施設、場所、時間帯等についてクラブと協議の上、地域住民等の活動の場所として提供している	62クラブ	12クラブ	74クラブ

9 苦情処理に関するもの

Q54	苦情処理			
(1)	苦情受付担当者が決められている	247クラブ	32クラブ	279クラブ
(2)	第三者委員が選任されている	52クラブ	6クラブ	58クラブ
(3)	苦情解決の仕組みが入室案内などで保護者に周知されている	44クラブ	6クラブ	50クラブ

10 指導員の研修に関するもの

Q55	研修の周知等			
(1)	市町村、県、県連協が行う研修について、指導員に周知している	543クラブ	99クラブ	642クラブ
(2)	研修受講者は、受講報告を行い、すべての指導員に周知している	367クラブ	85クラブ	452クラブ
Q56	研修の出席状況			
(1)	県主催(県連協との共催を含む)研修の参加者数	758人	153人	911人
(2)	市町村主催研修の参加者数	838人	50人	888人
(3)	県連協主催研修の参加者数	627人	126人	753人

11 自己点検に関するもの

Q57	自己点検			
(1)	日常点検表等により、毎日の点検を行っている	243クラブ	41クラブ	284クラブ
(2)	施設・設備点検表等により、毎月の点検を行っている	192クラブ	31クラブ	223クラブ
(3)	放課後児童クラブ調査点検表等により、毎年の点検を行っている	179クラブ	32クラブ	211クラブ